

# お知らせ

1. 当院は中国四国厚生局長より保険診療を取り扱う機関として指定を受けた保険医療機関です

2. 中国四国厚生局長より指定を受けた登録保険医が診療をしております。

3. 当院は以下の各種指定を受けた医療機関です。

労災保険指定医療機関、生活保護法指定医療機関、結核予防法指定医療機関、救急告示医療機関、救急二次輪番医療機関、被爆者一般疾病指定医療機関

## 4. 施設基準

当病院では、厚生労働大臣の定める基準により、中国四国厚生局長に次の施設基準に適合している旨の届出をしています。

機能強化加算、  
初診料(歯科)の注1に掲げる基準、  
歯科外来診療環境体制加算1、  
急性期一般入院料2  
療養病棟入院基本料1、  
救急医療管理加算、  
診療録管理体制加算1、  
医師事務作業補助体制加算1、  
25対1急性期看護補助体制加算、  
夜間100対1急性期看護補助体制加算、  
夜間看護体制加算、  
療養環境加算、  
重症者等療養環境特別加算、  
療養病棟療養環境加算1、  
栄養サポートチーム加算、  
医療安全対策加算2、  
感染対策向上加算3、  
抗菌薬適正使用加算  
サーベイランス加算  
患者サポート体制充実加算、  
後発医薬品使用体制加算1、  
病棟薬剤業務実施加算1、  
データ提出加算、  
入退院支援加算1、  
認知症ケア加算、  
せん妄ハイリスクケア患者加算、  
地域包括ケア入院医療管理料1、  
看護処遇改善加算33  
入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)、  
がん性疼痛緩和指導管理料、  
二次性骨折予防継続管理料1  
二次性骨折予防継続管理料2  
二次性骨折予防継続管理料3  
下肢創傷処置管理料  
院内トリアージ実施料、  
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算、  
ニコチン依存症管理料、  
がん治療連携指導料、  
薬剤管理指導料、  
歯科治療時医学管理料

別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院、  
歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料、  
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、  
在宅がん医療総合診療料、  
在宅酸素療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算、  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算、  
検体検査管理加算(Ⅱ)、  
神経学的検査、  
CT撮影及びMRI撮影、  
無菌製剤処理料、  
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、  
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、  
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、  
がん患者リハビリテーション料、  
歯科口腔リハビリテーション料2、  
処置・手術の休日・時間外・深夜加算、  
口腔粘膜処置、  
う蝕歯無痛的窩洞形成加算、  
CAD/CAM冠、  
緊急整復固定加算及び緊急挿入加算  
脊髄刺激装置植込術、  
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1  
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1  
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1  
胃瘻造設時嚥下機能評価加算、  
輸血管理料(Ⅱ)、  
輸血適正使用加算、  
胃瘻造設時嚥下機能評価加算  
手術時歯根面レーザー応用加算  
レーザー機器加算  
保険医療機関間の連携による病理診断  
クラウン・ブリッジ維持管理料  
酸素単価、  
医療DX推進整備体制加算  
ベースアップ評価料  
入院ベースアップ評価料38  
歯科外来医療安全対策加算  
歯科外来診療感染対策加算

平成14年4月保険点数の改正により、

当院・他院を問わず、同一の傷病での入院による通算入院日数が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態等にある者を除き、保険外併用療養費として、下記の費用負担をお願い致します。(消費税抜)

令和6年6月1日より

一般病棟・・・一日につき、2,712円(税込み)

## 5. 入院時食事療養費

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。・特別食加算(医師の指示による治療食を提供したとき)金額については別途掲示しております。

## 6. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 7. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いします。(金額は全て消費税込みの金額です)

	入院証明書(保険会社)	通院証明書(保険会社)	領収証明書	診断書・証明書 (計測を行った場合)	死亡診断書	簡易な診断書
価格	1通 5,500円	1通 5,500円	1通 1,100円	1通 8,800円	1通 3,300円	1通2,200円

名称	価格(税込)
オムツ証明	1,100円
簡易な証明書	1,100円
簡易な診断書	2,200円
後遺症に関する意見書・診断書	5,500円
後遺症に関する意見書・診断書(計測が行われた場合)	8,800円
死体検案書	3,300円
付添食朝(1食)	385円
付添食昼・夕(1食)	495円
臨床心理士カウンセリング料(60分未満)	5,500円

・診察券については一枚110円を頂いております。こちらの料金は患者様が紛失した場合に徴収していません。劣化や破損の場合は徴収いたしません。

・診療録開示に係る費用については、画像データのコピー(CD-R)については一枚につき1,100円、開示手数料11,000円(1申請につき)

・コピー代 10円/枚

・保険(医療)給付と重複する衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「お世話料」「管理協力費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

その他 治療や手続き、費用についてご不明な点は、ご遠慮なく、1F医療相談窓口にご相談下さい。

## 8. 入院基本料に関する事項

一般病棟では、1日に18人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と、8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は以下のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は平均4人以内です。
- ・夕方17時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は平均20人以内です。
- ・朝8時30分～夕方17時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

療養病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は以下のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

当病院においては、患者様の負担による付添看護は行っていません。

当病院は、小児科外来診療料(定額制)を算定しています。

## 9. 病室(消費税込みの金額)

当病院は、患者様の希望によって、個室をご利用いただけます。(金額は全て消費税抜の金額です)

302号室、303号室、 321号室	328号室 330号室 332号室 406号 室 408号室 411号室 415号室	311号室	331号室 405号室、407号室 410号室 412号室
テレビ・保冷庫・洗面所完備・室内トイレ無し	テレビ・保冷庫・洗面所・トイレ完備	テレビ・保冷庫・洗面所・トイレ完備	テレビ・保冷庫・洗面所・トイレ完備
個室料金 2,200円/1日	個室料金 2,750円/1日	個室料金 4,400円/1日	個室料金 5,500円/1日

## 10. 診療報酬加算に係る揭示事項

**医療DX推進体制整備加算:** 当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っています。

**機能強化加算:** 当院は地域において包括的な診療を行う医療機関です。

**医療情報取得加算:** 当院は電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。

**一般名処方加算:** 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬

**後発医薬品使用体制加算:** 当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。投与する薬剤が変更になる可能性があります。このことについて入院患者に十分説明致します。

**生活習慣病管理料:** 当院では、糖尿病、高血圧、高脂血症の患者に対し生活習慣病管理料を算定しております。また、28日以上長期処方を行っており、リフィル処方箋の対応が可能です。

2024年6月1日

社会医療法人 社団 沼南会 沼隈病院  
管理者 (院長) 川真田修